

魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正について

(改正理由)

建設業法の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第30号）が令和元年6月12日に公布され、令和2年10月1日から施行されることに伴い、公共工事の円滑な施工確保を図るために所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

監理技術者を補佐する者や著しく短い工期の禁止などが規定されたことを踏まえ、該当する規定の改正を行うもの。

(施行期日)

令和2年10月1日